

岩手県告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の住所の変更について次のとおり届出があった。

令和7年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	住 所		変更年月日
	変更前	変更後	
岡田 恒教	花巻市石鳥谷町江曾第5地割20番地1 ア ルシオン101号	花巻市石鳥谷町江曾第5地割51番地	平成29年11月22日